

令和6年度新規事業[母子保健事業]

①1 か月児健康診査費用助成事業(令和6年4月開始)

1か月児に対して健康診査の実施とその費用の助成を行うことで、疾病及び異常を早期発見し、適切な指導を行い、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とするものである。

【助成内容】 受診費用の助成(上限 5,475 円)

【対象者】 令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受診した者

②乳幼児股関節健診(令和6年10月開始)

3～4か月児健康診査にて股関節脱臼の早期発見と早期治療を目的に、問診票および小児科診察で身体状況を把握し、二次健診該当者に医療機関受診を案内

【対象者】 3～4か月児

【二次健診該当項目】

3～4か月児健康診査受診者のうち、下記①②③のいずれかに該当した者

①股関節開排制限あり 1項目

②大腿または鼠径皮膚溝の非対称、家族歴、女児、骨盤位分娩のうち、2項目以上

③健診医の判断または保護者の精密検査受診希望あり



母子健康包括支援センター イメージキャラクター